

国民年金からのお知らせ

平成21年度
国民年金保険料の免除申請

保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度を利用ください。

●「申請免除制度」と

「若年者納付猶予制度」

▽対象者

・申請免除制度…本人、配偶者、世帯主の全員が免除要件に該当する方

・若年者納付猶予制度…30歳未満の本人・配偶者（配偶者の年齢は問いません）が免除要件に該当する方

▽対象期間 平成21年7月～平成22年6月

▽免除要件



・平成21年度分の所得が少ない方（下表参照）
・失業や倒産、事業廃止の方
・障害者または寡婦で、平成21年度分の所得が125万円以下の方
・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
・特別障害給付金受給の方

＜免除の対象となる所得の目安＞

	単身世帯	扶養1人	扶養3人
全額免除・若年者猶予	57万円	92万円	162万円
4分の3免除	93万円	142万円	230万円
半額免除	141万円	195万円	282万円
4分の1免除	189万円	247万円	335万円

※4分の3、半額、4分の1免除の所得額は、社会保険料控除額を差し引いた額です。また、免除後の保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

※若年者納付猶予期間は、年金を受けるための資格期間に入りますが、受給額には反映されません。

▽申請方法 市役所市民課、各総合支所市民生活課に設置の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入・押印の上、提出ください。

▽申請に必要なもの



・基礎年金番号の分かるもの

（年金手帳または納付書など）

・印鑑（本人が署名する場合に必要）

・失業した場合は「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しなど

・廃業の場合は、「廃業証明書」、「離職者支援資金貸付決定書」の写しなど

・平成21年1月2日以降に他の市町村から転入した方は「平成21年度所得証明書」

▽申請期限 7月30日（金）

●平成21年度学生納付特例の申請はお済みですか？

対象期間中に学生である証明が必要です。

▽対象期間 平成21年4月～平成22年3月

▽申請期限 4月30日（金）

●学生納付特例を引き続き受ける場合

平成21年度学生納付特例の認定を2月19日までに受け、平成22年度も同じ学校に在学する方に、「平成22年度学生納付特例申請書」（はがき形式）が

4月上旬に届きますので、必要事項を記入の上、返送ください。

4月中旬になっても申請書が届かない場合は、在学証明書または学生証の写し（裏表）、印鑑、年金手帳を持参の上、申請ください。

※「学生納付特例制度」の新規申請は、4月25日発行の市広報紙でお知らせします。

ねんきん定期便

4月からは、35歳、45歳、58歳に到達した方に、平成21年度の「ねんきん定期便」と同じ内容が届きます。それ以外の方には、直近1年間の年金記録通知が届きます。

「ねんきん定期便」が届かない場合は、豊岡年金事務所に問い合わせてください。

年金相談会の開催

豊岡年金事務所による年金相談会が開催されます。日時および場所は次のとおりです。

・4月21日（水）午前10時～午後4時 城崎総合支所 2階 大会議室

・4月28日（水）午前10時～午後4時 但東総合支所 2階 大会議室

豊岡年金事務所

か豊岡年金事務所

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●4月10日（土）

午前9時30分～午後4時

●4月5日・12日・19日・26日の毎週月曜日は、

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-051165

・IP電話・PHS

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

http://www.nenkin.go.jp

《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金事務所 ☎22-0948

▽市民課市民係 ☎21-9015または各総合支所市民生活課

個人市県民税 公的年金からの特別徴収 (年金からの天引き)

65歳以上の年金受給者は、公的年金の所得に対する個人市県民税の納付について、平成21年10月以降、支給される公的年金から特別徴収(年金からの天引き)する制度(下表参照)が開始されました。

4月に支給される公的年金から、平成22年度個人市県民税の仮徴収が始まります。

平成22年度の個人市県民税額は5月から6月にかけて決定し、7月に年金保険者(日本年金機構など)へ個人市県民税の特別徴収を依頼することとなるため、4月・6月・8月は2月に特別徴収された金額と同額を仮徴収します。

そして、10月・12月・平成23年2月は、その年度の個人市県民税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1に相当する金額を本徴収します。

所得が年金所得のみの方は、



一部の方を除き、納付書または口座振替での納付がなくなり、年金からの特別徴収のみとなります(年金以外に所得がある場合は、納付書・口座振替での納付が継続します)。

4月・6月・8月に支給される年金から特別徴収(仮徴収)する金額は、既に送付しています「平成21年度市県民税・県民税納税通知書(変更通知書)」の「公的年金からの特別徴収による納付額(変更通知書は、来年度の公的年金から徴収する仮特別徴収税額)」の欄をご覧ください。

この制度は、年金受給者の納税の利便性の向上や、市町村における徴収の効率化を図るために導入しており、納税方法が変わるだけで新たな税負担が生じるものではありません。



《問合せ》税務課市民税係

☎ 21-9045

(例)個人市県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

●平成21年度の徴収方法(年金特別徴収1年目)

徴収方法	普通徴収(納付書・口座振替で納付)		特別徴収(年金からの天引き)		
年金支給月	平成21年 6 月	平成21年 8 月	平成21年10月	平成21年12月	平成22年 2 月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

※ 6月・8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収しました。

※ 10月・12月・平成22年2月支給分の年金から年税額の6分の1ずつを特別徴収しました。



●平成22年度以降の徴収方法(年金特別徴収2年目以降)

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
年金支給月	平成22年 4 月	平成22年 6 月	平成22年 8 月	平成22年10月	平成22年12月	平成23年 2 月
税 額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	平成22年 2 月分と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

※ 4月・6月・8月に、2月に特別徴収した金額と同額を特別徴収(仮徴収)します。

※ 10月・12月・平成23年2月に、年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1の金額を特別徴収(本徴収)します。

※ 4月・6月・8月で特別徴収(仮徴収)した金額が年税額を上回る場合は、年税額との差額分を還付し、10月・12月・平成23年2月は、特別徴収(本徴収)しません。

